



毎月1回1日発行
発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8
(新小伝馬町ビル6F)

電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者 水落雅彦 印刷所 (株)白 橋

【岡山県】 TEC-FORCEの活動状況(H30.7.8) 〈応急対策班〉

- 活動場所:岡山県倉敷市
- 活動概要:排水ポンプ車による排水作業



作業工程打合せ



排水状況の確認



上空からの様子



排水状況

中国地方整備局ホームページより
<http://www.cgr.mlit.go.jp/emergency/index9.htm> (TEC-FORCEの活動状況7/11)

目 次

災害査定の手続きを効率化し、道路・河川等の迅速な復旧を支援
 ……平成30年7月16日、同20日 水管理・国土保全局防災課他… 2

九州北部豪雨から1年、被災河川で危機管理型水位計設置完了
 ……平成30年6月27日 水管理・国土保全局… 4

「防災基本計画」の修正について……平成30年6月29日 内閣府(防災担当)… 7

防災課だより 人事異動(6・7月期)…… 8

協会だより 美しい山河を守る災害復旧基本方針(平成30年7月)発売……10

被害報告……12

平成30年 7 月豪雨関連

災害査定の手続きを効率化し、道路・河川等の迅速な復旧を支援

～大規模災害時の災害査定効率ルールを初めて適用します～
～災害査定効率化の具体的な内容を決定しました～

平成30年 7 月16日、同20日 水管理・国土保全局防災課
港湾局 海岸・防災課
都市局 都市安全課

国土交通省では、平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年 7 月豪雨を含む）による被災施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール」^{*}を初めて適用します。

豪雨災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の手続きを迅速にする効率化を実施します。

※ 平成29年 1 月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。（別添参照）

<対象区域>

北海道、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、四日市港管理組合

※対象区域は、13日現在の被害報告によるものであり、上記以外の区域において必要に応じ個別に対応する。

<災害査定の効率化（簡素化）>

○書面による査定上限額の引き上げ（机上査定の拡大）により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定上限額を通常300万円未満から引き上げる。

★以下、7月20日記者発表・・・・・・・・・・

・書面による査定上限額を通常300万円未満から以下のとおり引き上げる（港湾局所管の施設除く）。

広島県：5,000万円以下、岡山県・愛媛県：4,000万円以下、兵庫県・広島市：2,500万円以下、北海道：2,100万円以下、山口県・岐阜県・大阪府・鳥取県・徳島県・高知県・神戸市：

2,000万円以下、京都府・福岡県：1,500万円以下、香川県・佐賀県・岡山市・北九州市：1,000万円以下

ただし、都市局所管施設は以下のとおり

広島県：4,000万円以下、福岡県：3,000万円以下、兵庫県：2,400万円以下、愛媛県：1,700万円以下、岡山県・山口県：1,000万円以下

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。

・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

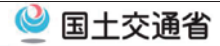
○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を引き上げる。

★以下、7月20日記者発表・・・・・・・・・・

・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を通常4億円未満から8億円未満に引き上げる（水管理・国土保全局所管の施設のみ）。

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化



【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化(簡素化)の 具体的内容を決定することが必要。**

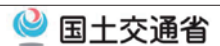
【事前ルール化】

- ・**カテゴリ-S**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**
(過去の事例: 東日本大震災(H23))
- ・**カテゴリ-A**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害
(過去の事例: 熊本地震(H28)、台風12号(H23)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)などを含む14災害)
- カテゴリ-S・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

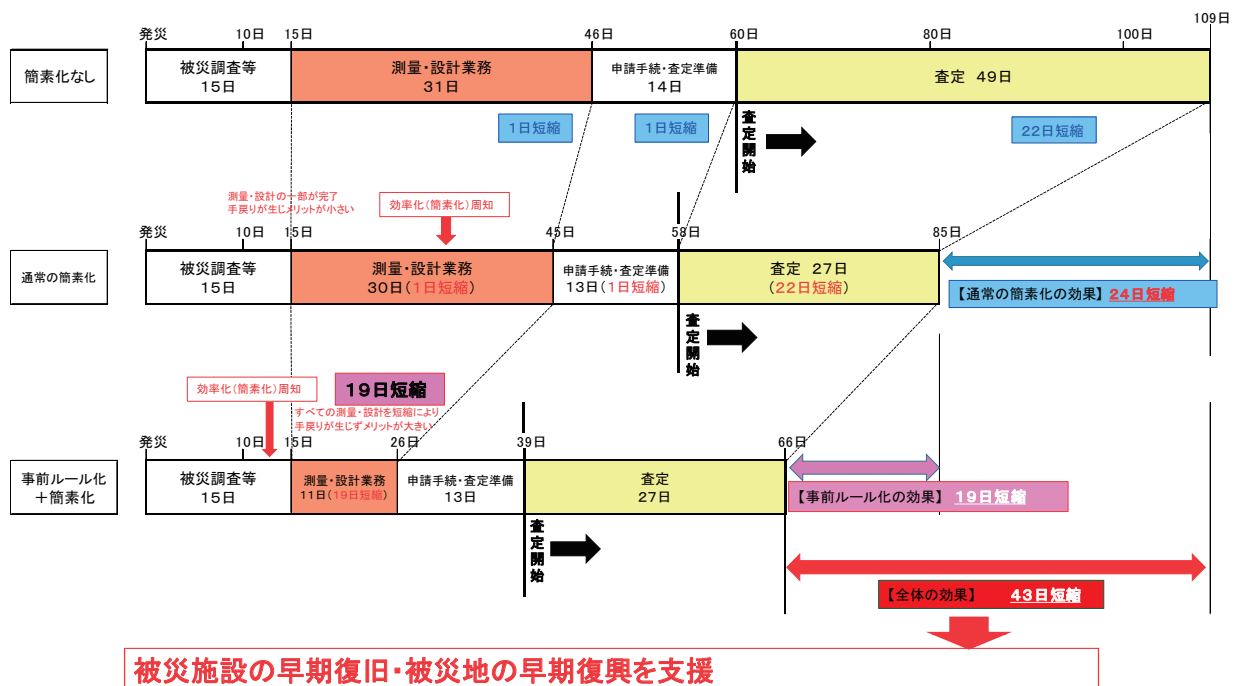
災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ①**机上査定限度額の引上げ**(カテゴリ-Sは被害件数の概ね9割、カテゴリ-Aは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる)
(原則: 300万円) (参考: 過去の事例 カテゴリ-S 5,000万円、カテゴリ-A 1,000万円)
: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ②**採択保留額の引上げ**(カテゴリ-Sは採択保留件数の概ね9割、カテゴリ-Aは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円) (参考: 過去の事例 カテゴリ-S 30億円、カテゴリ-A 8億円)
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③**設計図書の簡素化**
: 設計図書の作成において航空写真や標準的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化



事前ルール化による行程短縮 (熊本地震におけるA市の例)



九州北部豪雨から1年、 被災河川で危機管理型水位計設置完了など ～全109水系での洪水危険度見える化に向け、対策が順調に進捗～

平成30年6月27日 水管理・国土保全局

昨年7月の九州北部豪雨から1年を迎え、福岡県、大分県の被災河川での水位計の設置完了、全首長とのホットライン構築などにより、洪水時の逃げ遅れゼロ対策が強化されました。

- ① 福岡県、大分県の特に被害が大きかった河川で危機管理型水位計の設置が完了
- ② 都道府県管理河川において、対象の全1,098市町村と洪水時のホットライン構築完了
- ③ 『水害リスクライン』による連続的な水位等の情報提供を試行、今後全国展開へ
⇒危機管理体制の充実（洪水時の逃げ遅れゼロ）

① 危機管理型水位計の設置（資料1、2）

- 九州北部豪雨で特に被害が大きかった福岡県朝倉市、東峰村の3河川や大分県日田市などの46河川などで危機管理型水位計の設置が完了。
- スマートフォンやパソコンで身近な水位情報を確認可能なシステムを運用開始。（6月1日～※）
⇒「川の水位情報（危機管理型水位計）」
<https://k.river.go.jp>（パソコン・スマートフォン共通）
※大分県は、7月1日より順次公開



設置された危機管理型
水位計（大分県提供）

② 洪水時の河川管理者と市町村間のホットライン構築（資料1、3）

- 福岡県や大分県をはじめとした全ての都道府県の洪水予報河川、水位周知河川（1,098河川）で、河川管理者（都道府県）と市町村のホットラインの構築が完了。（6月末）

③ 『水害リスクライン』による連続的な水位等の情報提供を試行（資料1、4）

- 山国川（大分県など）、川内川（鹿児島県など）、荒川（東京都など）において、新たな技術により、上流から下流まで連続的に河川水位を見える化し、関係市町村への予測を含む水位情報提供を試行。（7月下旬～）
- 今後、全一級水系（109水系）に拡大予定。

九州北部豪雨から1年、危機管理体制の充実


(資料 1)

確実な避難に必要な情報が不足

- ・危機管理型水位計の設置
- ・ホットラインの構築
- ・『水害リスクライン』による情報提供

- ・身近な地点の水位情報の把握
- ・首長へ直接の河川情報提供
- ・河川の水位の状況を見える化

危機管理体制の充実 (逃げ遅れゼロ)

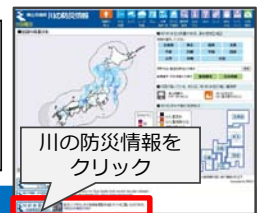
危機管理型水位計の設置	ホットラインの構築	『水害リスクライン』による情報提供
<p>【革新的河川技術プロジェクト】</p> <p>○洪水時に特化した低コストな水位計を開発</p>	<p>【平成17年～】</p> <p>前年の多数の台風による災害を踏まえ、国管理河川で、河川事務所長と市町村長との洪水時のホットラインを構築</p>	<p>『水害リスクライン』のポイント</p> <p>○水位計で計測されたデータを最大限活用して、河川水位を上流から下流まで連続した情報として見える化</p>
<p>【平成29年12月】</p> <p>○中小河川緊急治水対策プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県等管理河川 約5,800箇所 (計画) ・国管理河川 約3,000箇所 (計画) 	<p>【平成28年8月台風第10号による被災】</p> <p>水位が高い河川の状況が首長に伝わらないまま、グループホーム入所者犠牲</p>	 <p>水位の状況を見える化 水位が上昇し、危険度が高くなっている区間を着色して表示</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理型水位計の観測基準を策定 ・危機管理型水位計運用協議会設立 (観測データを国、地方自治体で統合運用) ・防災行動を支援するための目安水位の設定の考え方を都道府県に提示。 (国土技術政策総合研究所) http://www.niim.go.jp/lab/rog/newhp/seika.files/tebiki.html 	<p>【平成29年2月】</p> <p>中小河川は流出が速く、水位上昇速度が速いことを踏まえ、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」策定</p>	
<p>【平成30年6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○九州北部豪雨で特に被害が大きかった福岡県、大分県の被災地域の河川などで水位計の設置が完了。 ○平成30年度末を目標に国管理河川は設置完了予定。道府県管理河川も早期完了に向け設置を推進。 	<p>【平成30年6月】</p> <p>都道府県管理河川においても、河川管理者(都道府県)と市町村長等のホットライン構築完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国1,098市町村(対象市町村に対して100%) ○市町村長に対して、河川管理者から直接河川の状況を連絡 ⇒迅速かつ的確な避難勧告の発令 	<p>『水害リスクライン』により、3河川において、関係市町村への予測を含む水位情報提供を試行 ⇒今後、全国109水系に展開</p>

(資料 2)

「川の水位情報」(危機管理型水位計を運用するためのシステム)の本運用を開始

平成30年6月1日から、河川管理者や住民等がスマートフォン、タブレット、PC等を用いて、危機管理型水位計の水位データを簡単に閲覧することができるシステムの運用を開始しました。

➡アクセスはこちらから <https://k.river.go.jp/> (パソコン・スマートフォン共通)



3つの主な機能

観測所の一覧画面から観測地点を選択すると自動でズームし、その観測地点の河川水位を簡単にみられます。

河川周辺の土地の高さとリアルタイムの河川水位が重ねて表示され、氾濫した場合の危険度がわかります。

リアルタイムの河川水位に対応して表示の色が変化し、氾濫の危険度がわかります。



都道府県管理河川において洪水時のホットラインの構築完了！ 国土交通省 (資料 3)

- 平成28年8月の台風による豪雨災害では、県の管理する河川において、市町村長が河川の状況を把握することができない状況の下で、甚大な被害が発生。
- 平成29年2月、国土交通省は、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定。
- 平成30年6月、都道府県管理河川において、対象の全1,098市町村と洪水時のホットライン構築が完了。

国管理河川でのホットライン構築

平成16年：10個の台風の上陸などで各地で甚大な水害が発生

↓

平成17年～：河川事務所長から市町村長に対して、河川の情報を直接提供する仕組み(ホットライン)を構築

平成28年8月：台風第10号による災害

- 小本川の氾濫により、グループホームが被災し、入居者全員死亡。
- 河川の水位が避難勧告の発令基準に達していたことが町長に伝わらず。



平成29年2月：「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」策定

中小河川は流出が早く、水位上昇速度が速いことを踏まえ、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定、ホットラインの対象、実施体制、実施内容などを示した。

大臣定例会見 (H29.2.7)

「都道府県には、平成30年の梅雨期を目処に、ホットラインを構築していただきたい。」

平成29年7月：秋田県における豪雨

- 秋田県では、平成29年6月までに県と管内市町村のホットラインが構築完了。
- 秋田県から市町村にのべ36回ホットラインを実施。
- 2日間の降水量が平年の7月の月降水量の1.5倍を超える記録的な大雨となるも、人的被害なし(消防庁情報)。

ホットラインを受けた市町村長コメント

- ・「避難勧告・避難判断発令の判断材料となった。」
- ・「住民、職員の洪水対応に向けた行動判断材料となった。」

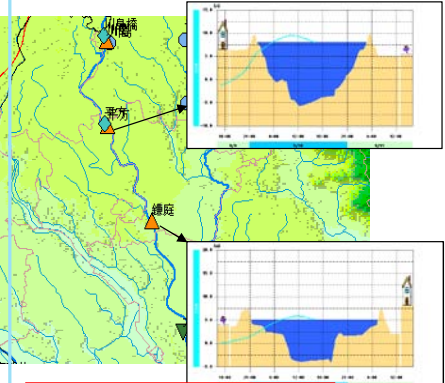


平成30年6月：全ての都道府県の洪水予報河川、水位周知河川で、河川管理者(都道府県)と全1098市町村とのホットラインの構築が完了

『水害リスクライン』により水位状況が見える化し、市町村へ提供 国土交通省 (資料 4)


- 国土交通省では、上流から下流まで連続して洪水危険度を把握することが可能な技術によって、水位の実況値や予測値をわかりやすく情報提供する『水害リスクライン』を開発
- 『水害リスクライン』により、荒川(東京都など)、山国川(大分県など)及び川内川(鹿児島県など)において関係市町村への水位情報提供を試行(7月下旬～) ⇒ 今後、全ての一級水系(109水系)に拡大予定

水位計地点の水位情報を提供



水位計地点の「点」情報

『水害リスクライン』
河川水位を見る化し、わかりやすく、きめ細かい情報を提供



洪水予測システムが時々刻々計算する河川横断水位データを取り込んで、沿道の切迫度の表示を自動的に更新

連続した「線」情報として提供

左右岸の堤防天端のライン

時間経過に伴う氾濫の切迫度の変化を把握可能

氾濫の切迫度を階層ごとに色分けして表示

現況

1時間後の予測

2時間後の予測

- 『水害リスクライン』のポイント**
- レーダ雨量計によって観測された面的な雨量観測データを予測計算に反映
 - 水位計で計測されたデータを最大限活用して、河川水位を上流から下流まで連続した情報として見える化
 - 水位と堤防高の関係など区間毎の洪水危険度をわかりやすく表示

「防災基本計画」の修正について ～中小河川に避難勧告基準を設定、他～

平成30年6月29日 内閣府（防災担当）

政府の中央防災会議（会長・安倍晋三首相）は6月29日、首相官邸で会合を開き、国や地方自治体の防災対策の基礎となる防災基本計画を修正した。これまで避難勧告の発令基準がなかった中小河川について、特に氾濫時に住民に危険が及ぶ恐れがあるところは、市町村が水位や洪水警報に基づく基準を設けることとした。

首相は会合で「ハード、ソフトを適切に組み合わせた防災対策に官民一体で取り組んでいく」と述べた。

基準の設定は、昨年7月に発生した九州北部豪雨で、中小河川の氾濫によって大きな被害が生じたことを踏まえた。大量の流木が復旧の妨げになったこ

とを受け、土砂や流木を捕捉する効果の高い透過型砂防えん堤の整備を推進することも盛り込んだ。

また、昨年の水防法改正を反映し、学校や病院といった要配慮者利用施設の管理者に対し、水害時の避難計画の作成と訓練を義務付けることを防災基本計画にも明記した。

(2018/06/29-09:50) リスク対策.com より

詳細は、下記（内閣府（防災担当）ホームページ）URL

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html#syusei>

防災基本計画修正（平成30年6月）の概要

防災基本計画

災害対策基本法第34条に基づき、我が国において防災上必要と見られる諸施策の基本を定める計画であり、中央防災会議が作成。

背景

- (1) 関係法令の改正を踏まえた修正（災害救助法・道路法等・水防法等・港湾法）
- (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（平成29年7月九州北部豪雨、平成30年1月～2月の大雪）

主な修正項目

(1) 関係法令の改正を踏まえた修正

① 迅速な救助の実施（災害救助法）

- 救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施

② 被害最小化や支援強化（道路法等、水防法等、港湾法）

- 国による重要物流道路の指定及び災害復旧等代行制度の創設
- 国等による都道府県管理河川等の工事代行制度の充実
- 国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施



道路啓開の実施

③ 「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法等）

- 国による大規模氾濫減災協議会の創設
- 要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化



避難確保計画の作成



要配慮者利用施設の避難訓練

(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正

① 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正

- 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準の設定
- 土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダム等の設置等の対策強化



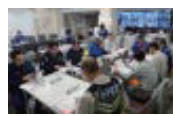
透過型砂防堰堤への改良



流木捕捉式治山ダムの設置

② 平成30年1月～2月の大雪対応を踏まえた修正

- 地方公共団体等による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化
- 道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化



関係者間による連携



予防的通行規制・集中除雪の実施による早期開放

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局関係人事発令〕

△平成30年 6 月 26 日

氏 名	新 所 属	備 考
内藤 正彦	北陸地方整備局企画部長	水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長
齋藤 博之	水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長	水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室長
笠井 雅広	水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室長	水管理・国土保全局治水課企画専門官
里村 真吾	水管理・国土保全局治水課企画専門官	関東地方整備局下館河川事務所長
青山 貞雄	関東地方整備局下館河川事務所長	水管理・国土保全局治水課長補佐
武藤 健治	水管理・国土保全局治水課長補佐	関東地方整備局常陸河川国道事務所副所長

△平成30年 7 月 1 日

氏 名	新 所 属	備 考
渡邊 哲至	大臣官房総務課企画官	水管理・国土保全局総務課企画官
須藤 明彦	水管理・国土保全局総務課企画官	水管理・国土保全局水政課水政企画官
柿沼 宏明	水管理・国土保全局水政課水政企画官	大臣官房総務課企画専門官
吉田 邦伸	総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官	水管理・国土保全局防災課緊急災害対策企画調整官
松浦 直	水管理・国土保全局防災課緊急災害対策企画調整官	中部地方整備局企画部企画調整官
千野 貴彦	水管理・国土保全局河川計画課付	中国地方整備局河川部河川計画課長
和田 紘希	中国地方整備局河川部河川計画課長	関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課長
湯原 麻子	辞職（6月30日付）（福井県土木部河川課長）	水管理・国土保全局河川環境課流水管理室課長補佐
生田 浩一	水管理・国土保全局河川環境課流水管理室課長補佐	水管理・国土保全局河川計画課付
高橋 智彦	水管理・国土保全局治水課企画専門官	水管理・国土保全局総務課企画専門官
片畑 咲耶	水管理・国土保全局総務課企画専門官	水管理・国土保全局防災課長補佐

△平成30年 7 月 27 日

氏 名	新 所 属	備 考
清瀬 和彦	大臣官房審議官（都市局担当）	水管理・国土保全局次長
林 俊行	水管理・国土保全局次長	大臣官房総務課長

△平成30年 7 月 31 日

氏 名	新 所 属	備 考
山田 邦博	出向（内閣審議官（内閣官房副長官補付））	水管理・国土保全局長
塚原 浩一	水管理・国土保全局長	中部地方整備局長
岡村 次郎	大臣官房技術調査課長	水管理・国土保全局河川計画課長
廣瀬 昌由	水管理・国土保全局河川計画課長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
林 正道	出向（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当））	水管理・国土保全局河川計画課河川事業調整官
奥田 晃久	水管理・国土保全局河川計画課河川事業調整官	水管理・国土保全局河川環境課河川環境保全調整官
船橋 弥生	水管理・国土保全局河川環境課河川環境保全調整官	（公財）リバーフロント研究所研究第一部長
宮本 健也	大臣官房付・休職（（公財）リバーフロント研究所研究第一部長）	水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官
尾松 智	水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官	関東地方整備局甲府河川国道事務所長
小平 卓	出向（内閣府官房審議官（防災担当））	水管理・国土保全局治水課長
井上 智夫	水管理・国土保全局治水課長	近畿地方整備局企画部長

氏 名	新 所 属	備 考
黒川純一良	近畿地方整備局長	水管理・国土保全局水資源部長
佐藤 克英	水管理・国土保全局水資源部長	水管理・国土保全局防災課長
小林 稔	水管理・国土保全局防災課長	関東地方整備局河川部長
岡積 敏雄	大臣官房技術参事官（総合政策局、土地・建設産業局担当）	水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長
森 毅彦	辞職（7月30日付）（独立行政法人都市再生機構統括役）	水管理・国土保全局総務課長
岸 毅明	水管理・国土保全局総務課長	関東地方整備局総務部長
森川 幹夫	大臣官房付	水管理・国土保全局河川環境課長
光成 政和	水管理・国土保全局河川環境課長	独立行政法人水資源機構経営企画本部経営企画部長
岩崎 福久	大臣官房付	水管理・国土保全局水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室長
塚原 隆夫	水管理・国土保全局水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室長	（一財）先端建設技術センター先端技術研究所研究第二部長
川村 謙一	大臣官房付	水管理・国土保全局防災課大規模地震対策推進室長
原田 昌直	水管理・国土保全局防災課大規模地震対策推進室長	（一財）水源地環境センター水源地環境技術研究所研究第二部主任研究員
加藤 裕之	大臣官房付・休職（（公財）日本下水道新技術機構新技術研究所研究員）	水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長
植松 龍二	水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長	四国地方整備局河川部長
西澤健太郎	大臣官房付	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長
福渡 隆	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長	（一財）国土技術研究センター調査第一部長
飯野 光則	大臣官房付・休職（（一財）国土技術研究センター調査第一部長）	中部地方整備局木曾川下流河川事務所長
村田 啓之	中部地方整備局木曾川下流河川事務所長	水管理・国土保全局治水課企画専門官
秋葉 雅章	水管理・国土保全局河川計画課付	水管理・国土保全局河川計画課企画専門官
田中 康寛	水管理・国土保全局河川計画課企画専門官	総合政策局海外プロジェクト推進課企画専門官
吉村 元吾	総合政策局公共事業企画調整課交流連携調整官	近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長
小竹 利明	近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長	水管理・国土保全局砂防部保全課企画専門官
岩男 忠明	水管理・国土保全局砂防部保全課企画専門官	大臣官房付
浦 真	辞職	水管理・国土保全局砂防部保全課長
岡本 敦	水管理・国土保全局砂防部保全課長	国土技術政策総合研究所土砂災害研究部長
祢津 知広	道路局高速道路課企画専門官	水管理・国土保全局防災課補佐
松本 一城	水管理・国土保全局防災課補佐	北海道開発局建設部道路計画課補佐

協会だより

美しい山河を守る災害復旧基本方針（平成30年7月）好評発売

新版ご案内

美しい山河を守る災害復旧基本方針
平成30年7月改訂版

【AB 表入力システム支援ワークシート：協会ホームページよりダウンロード】

A4 版 カラー 220 頁余 頒価 4,980 円(税込み)
会員等※の方は 5%引きで 4,740 円(税込み)、会員等※の方は送料協会負担

※「会員等」とは正会員(個人・団体)、賛助会員、国、都道府県及び市町村の方です。

【概 要】

本書は、多自然型川づくりという視点を踏まえ円滑な改良復旧計画を立案するための指針等がなかったため、基本方針の第3編に「改良復旧事業」を追加し、基本方針の充実を図っています。加えて、平成26年6月の改定からおよそ4年が経過し、当時の改定から加筆、修正すべき事項が明らかになってきたことを踏まえ、第2編「災害復旧事業」の内容変更も行っていきます。

また、平成26年6月の冊子に添付していた支援ワークシート（CD）は、AB表の改定が一部（A表設計・施工チェックリスト、検査官欄の削除）にとどまっているため、本書には添付せず購入者にIDとパスワードを付与し、当協会ホームページよりダウンロードして頂くことにしました。

本書を活用して頂き、多自然型川づくりに配慮した最適な復旧工法を選定し、本来、川が有している環境や景観の保全に努めて頂ければ幸いです。

美しい山河を守る災害復旧基本方針
平成30年7月改訂版
【目 次】

1. 総論

- 1.1 本資料の位置付け
- 1.2 災害復旧の基本的な考え方

2. 災害復旧事業

- 2.1 基本的な考え方
- 2.2 河川における災害復旧事業のポイント
- 2.3 復旧工法検討の流れ
- 2.4 河川・環境特性及び被災原因の把握等
- 2.5 護岸工法
- 2.6 水制
- 2.7 床止め
- 2.8 施工及びフォローアップ

3. 改良復旧事業

- 3.1 改良復旧事業のポイント
- 3.2 改良復旧事業の検討の流れ
- 3.3 河川・環境特性及び被災原因の把握等
- 3.4 改良計画区間および改良計画流量の設定
- 3.5 河道計画の考え方
- 3.6 河畔樹木に関する基本的な考え方
- 3.7 設計・施工・維持管理上の問題点(課題)チェック
- 3.8 改良復旧計画書の作成
- 3.9 施工及びフォローアップ

【図書購入申込については、裏面をご利用下さい。】

◎(公社)全国防災協会の会員等(正会員(団体・個人)、賛助会員、国、都道府県及び市町村)の方は必要事項を
もれなくご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

◎会員等以外の方は東京官書普及(株)シビルBooks(送料あり)にお申し込み下さい。

申込及びお問い合わせ先：公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8 新小伝馬町ビル6F
<http://www.zenkokubousai.or.jp>TEL 03(6661)9730 (代)
FAX 03(6661)9733

***** 図書案内及び購入申込詳細については協会ホームページをご覧ください *****

新刊のご案内

平成30年版 災害復旧工事の設計要領

B5判 総頁1,248頁 上製本 頒価7,150円(税別)
会員等*の方は5%引きで6,800円(税込み)、会員等*の方は発送料協会負担
※「会員等」とは正会員(個人・団体)、賛助会員、国、都道府県及び市町村の方です。

「災害復旧工事の設計要領」(通称：赤本)は、昭和32年に初版を発行して以来、平成30年版で62版を数え、災害査定設計書作成時に幅広く活用されてきています。

災害復旧事業は、被災後速やかに復旧することが事業に携わるものの使命であり、このために、災害申請資料の重要書類である災害査定設計書を迅速かつ的確に作成する必要があります。

災害査定用歩掛は、災害査定設計書作成にのための歩掛ですが、実施設計書との乖離が生じないよう、平成5年7月より土木工事標準歩掛に準拠しており、施工形態の変化や歩掛の合理化・簡素化などの変化に合わせ、平成30年度も改正しています。

平成30年版災害復旧工事の設計要領の主な改正内容は以下の通りです。

主な改正内容(概要)

平成30年版の主な改正内容の概要

主な内容は、以下の通り(本編中にアンダーラインを記入)。

1. 一般管理費等率の改定
 - ・研究開発費用等の本社経費の最新の実態を反映し、率を改定
2. 歩掛について
 - ① 土工(掘削)の小規模施工の区分(1万m³未満)を新設
 - ② 交通誘導警備員の計上方法の改定
 - ・割り増し係数による積み上げを廃止。交代要員も含めた必要な配置人数を必要日数計上
 - ③ 市場単価の一部廃止(土木工事標準単価への移行)
コンクリートブロック積(張)工、排水構造物工、構造物とりこわし工
 - ④ 新規工種(2工種)項目に(新規工種)と記載
張コンクリート工、ガス切断工
 - ⑤ 日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種(9工種)項目に(日当り施工量、労務、資機材等の改定)と記載
 - ・施工パッケージ関係
土工、土工(ICT)、法面整形工、法面整形工(ICT)、発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、コンクリート工
 - ・土木工事標準歩掛関係
現場吹付法枠工、大口径ボーリングマシン工、パイプロハンマ工
 - ⑥ 施工パッケージ関係(設計値の応じた積算が可能となる標準単価設定方法の改訂(1工種)
路盤工
 - ⑦ 建設機械等損料の改訂
 - ⑧ その他、字句等の修正

【図書購入申込については、裏面をご利用下さい。】

◎(公社)全国防災協会の会員等(正会員(個人・団体)、賛助会員、国、都道府県及び市町村)の方は必要事項をもらなくご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

◎会員等以外の方は東京官書普及株式会社シビルBooks(送料あり)にお申し込み下さい。

申込及びお問い合わせ先：公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8 新小伝馬町ビル6F TEL 03(6661)9730(代)
http://www.zenkokubousai.or.jp FAX 03(6661)9733

***** 図書案内及び購入申込詳細については協会ホームページをご覧ください *****

詳しくは、協会ホームページをご覧ください。

URL http://www.zenkokubousai.or.jp/toshyo_publication.html

